

国保だより

6月1日から変わりました・・・

# 高額療養費の自己負担額

国保に入っている皆さんが、病気をしたりケガをしたりして病院等で診療を受けると、国保が適用される分については医療費の三割分を自分で支払う(自己負担)ことになり、残りの七割は国保税と国のお金で負担していただきます。また、この自己負担が一定額を超えたときには、その超えた額が払い戻されます。これが「高額療養費制度」です。六月一日から自己負担額が一部変わりましたので、制度のあらましと併せてお知らせします。

## 自己負担の限度額は

5万7,000円

一人の人がひと月の間に、同じ病院等で、入院・外来別に自己負担した額が5万7,000円を超えたときは、申請により超えた額が払い戻されます。(これまでは5万4,000円)

なお、市民税の非課税世帯は3万1,800円です。(これまでは3万円)

▽過去一年間に

四回以上該当すると・・・

一世帯で、過去一年間にこの制度に該当した回数が四回以上あれば、四回目からは自己負担の限度額が3万3,000円(非課税世帯は2万2,200円)となります。

▽3万円を超えるものは

合算した金額で申請・・・

一世帯で、同じ月内に3万円(非課税世帯は2万1,000円)を超える自己負担が二件以上あったときは、合算して5万7,000円(同3万1,800円)を超えた分が払い戻されます。

## 高額療養費の申請

高額療養費の申請をするときには、次のものを忘れずに持参してください。

- 国保の保険証 ○病院等からの領収書 ○印鑑 ○世帯主義の預金通帳(郵便局は不可)
- ▽貸付制度を

ご利用ください・・・  
高額療養費が払い戻されるま

## 保険証の更新は

お済みですか？

お忘れの方は、古い保険証、印鑑を持参のうえ係まで。

国保税一納期内に

納めましょう！

7月10日ころに今年度の納付書をお送りします。

では、手続きの関係で早くても二カ月かかります。この間、医療費の支払いが困難になる人のために、市では独自の貸付制度を設けています。

これは、払い戻しがあるまでの間、高額療養費の範囲内で国保が立て替えるもので、払い戻しがあつた際に精算されます。

貸付時期・申請日の翌日

要件・市税を納期内に完納している人

申請の際持参するもの

- 国保の保険証 ○病院等からの領収書 ○世帯主の印鑑登録証明書とその印鑑 ○世帯主義の預金通帳(郵便局は不可)

◆国保についての問い合わせ  
市保険課国保係(内線235)へどうぞ。

# 平成元年度 文化会館自主事業 ご案内

平成元年度の市民文化会館自主事業が決まりました。八月の中国・上海市響啞者芸術団公演を皮切りに、演劇、バレエ、音楽、講演とさまざまな、そしてすてきな催しがいっぱいです。ご家族やお友だちなど、お誘い合わせてご鑑賞ください。

◆中国・上海市響啞者芸術団公演

とき・8月2日(水) 14時30分と18時30分の2回公演

入場券発売日・7月5日(水)から

◆読売日本交響楽団演奏会

指揮・広上淳一、ピアノ・仲道郁代

とき・9月9日(土) 19時から

入場券発売日・7月28日(金)から

◆萬屋錦之介特別公演「ご存じ一心太助」

出演・萬屋錦之介、江波杏子、新藤恵美ほか

とき・11月5日(日) 14時と18時30分の2回公演

入場券発売日・9月13日(水)から

◆平成元年度 文化庁移動芸術祭

チャイコフスキー記念東京バレエ団公演

東京シテイファイルハーモニック管弦楽団

とき・11月27日(月) 18時30分から

入場券発売日・10月25日(水)から

◆演劇と講演の夕べ(演劇・「釈迦内枢唄」 浅利香津代ほか、講演・水上勉氏)

とき・11月28日(火)

18時30分から

入場券発売日・未定

※都合により内容が変更になる場合があります。お問い合わせは文化会館491

7066へ。なお、チケットは下記プレイガイドでどうぞ。

